



むらたまち 議会だより

Vol. **87**
2013. **8.1.**

The Murata Town Council Newsletter



“水の感触に笑顔と歓声” 村田小学校6年生水泳教室

平成25年6月定例会

ズバリ！町政を問う【一般質問6人】

行政視察議員研修レポート

… **2**

… **7**

… **13～14 他**

6月定例会

専決処分の補正予算など

28 案件を 議決

平成25年

第3回 定例会

平成25年6月定例会は、6月11日、12日の2日間にわたり開催されました。

この定例会では、専決処分の報告承認が10件、条例議案等が7件、補正予算が1件、損害賠償額の和解報告が3件、繰越明許費の報告が3件、事故繰越明許費の報告が3件、同意1件の審議が行われ、全ての案件が可決されました。

条例（専決処分）

■町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることになったことに伴い改正するもの。

【討論なし 承認】

■国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることになったことに伴い改正するもの。

【討論なし 承認】

条例

■町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

臨時特例措置として町長及び教育長の給与を平成25年7月1日から平成26年3月31日まで10パーセント減額するもの。

【討論なし 原案可決】

■職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

行政職給料表5級以下は1パーセント、6級は1.5パーセント、管理職においては管理職手当の10パーセントを平成25年7月1日から平成26年3月31日まで減額するもの。

質疑

問 職員の給与は人事院勧告制度がある。国の要請という強制ではないか。それを無視して国がやるべき態度ではない。1パーセントたりとも減額すべきでない。

答 全国の自治体に対して異例の要請だと受け止める。交付税等に反映されるので、やむなしという判断で提案した。

問 県内の市町村のうち半分は国の要請に応じない自治体があった。町として、

もう一度情報を集め考え直すことはできないのか。

答 町として最終的にやむなしと考え提案をした。

問 国の要請に従うということではなく、自治体の判断において措置するということをはっきりさせるべきではないか。

答 被災県にある村田町として国の要請はあるものの、町の総合的な視点から今回の減額措置を判断した。

問 今回の措置について、実は地方交付税を減額するということも示されているが、仮に実施しなければ交付税の影響額はどれくらいになるのか。

答 影響額は102万1千円の交付税減額と見込んでいる。

【反対討論】 高橋 勝 議員

2013年度の国の予算は地方交付税が前年度比3千921億円減額した。その中身は地方公務員の賃金を7月から7.8パーセント減額することを前提としている。今回の給与削減は、国が地方自治体や議会へ押し付け、地方自治への介入である。復旧、復興で日夜奮闘している公務員の給与削減は士気を

失わせ、デフレ不況からの打開にも逆行するものであり、全国の自治体が給与削減を決定すれば経済に与える影響は計り知れない。国民と公務員の間に対立軸をおりながら労働条件の切り下げは残念である。収入が増えない限り経済は回復しない。それゆえ給与削減には反対である。

【起立採決 賛成6 反対5 賛成多数 原案可決】

■交通安全指導隊条例の一部を改正する条例

交通安全指導隊員及び防犯実働隊員の年齢資格は63歳未満の者とされていたが、分隊長及び隊長と同じ年齢の65歳まで引き上げたもの。

【討論なし 原案可決】

■国民健康保険税条例の一部を改正する条例

震災特別調整交付金の増額交付等により財政調整基金の目標保有額が確保されたこと等により、税率の一部を改正するもので、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を1.5パーセント引き下げる。平成25年4月1日から適用するもの。

【討論なし 原案可決】

こんなことが決定されました。

■予防疫種手数料徴収条例の一部を改正する条例

市町村長が行わなければならない予防疫種に「Hib感染症」「小児の肺炎球菌感染症」「ヒトパピローマウイルス感染症」を加えて、公布の日から施行するもの。

【討論なし 原案可決】

補正予算（専決処分）

■平成24年度村田町一般会計補正予算（第9号）

平成24年度各種事業の精査に伴う歳入歳出それぞれの予算を措置するため補正したものの。

歳入では、町税（町民税・町たばこ税）等3千212万7千円、地方交付税2億3千390万7千円を増額し、繰入金2億2千305万1千円、町債3千20万円を減額した。主な歳出では、総務費の公共施設建設等基金費5千364万6千円、観光費の公有財産購入2千390万円を増額し、衛生費1千713万円、公債費2千594万1千円の減額である。

【討論なし 承認】

■平成24年度村田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

国県支出金等の確定及び事

業の精査に伴う予算を措置した。

歳入歳出それぞれ4千182万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6千961万9千円にしたもの。

歳入の主なものは、国庫支出金7千210万3千円の増額、繰入金2千640万円の減額等である。歳出の主なものは基金積立金4千6百万5千円の増額、保健事業費530万円の減額等である。

【討論なし 承認】

■平成24年度村田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

後期高齢者医療保険料等の減額を措置するとともに、これに伴う後期高齢者医療広域連合納付金等の減額を措置した。

歳入歳出それぞれ98万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億67万6千円にしたもの。

【討論なし 承認】

■平成24年度村田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成24年度事業の精査に伴う予算を措置した。

歳入歳出それぞれ265万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億4千725万1千円にしたもの。

【討論なし 承認】

平成 24 年度 各種会計予算 最終補正額

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補 正 額	補正後の額
一 般 会 計		6,060,185	△ 26,084	6,034,101
特別会計	国 民 健 康 保 険 事 業	1,427,792	41,827	1,469,619
	後 期 高 齢 者 医 療	101,656	△ 980	100,676
	介 護 保 険 事 業	1,044,595	2,656	1,047,251
	公 共 下 水 道 事 業	628,717	8,865	637,582
	農 業 集 落 排 水 事 業	31,749	△ 25	31,724
企業会計	上水道事業収益的支出	512,550	6,185	518,735

平成 25 年度 各種会計予算 補正額

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補 正 額	補正後の額
一 般 会 計				
区 分	5月専決処分対応分	5,294,120	2,000	5,296,120
	6月定例会対応分	5,296,120	196,067	5,492,187

■平成24年度村田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

各種事業の精査等及び東日本大震災による公共下水道施設災害復旧事業の清算に伴う経費を措置した。

歳入歳出それぞれ886万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3千758万2千円にしたもの。

【討論なし 承認】

■平成24年度村田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

事業の精査に伴う所要の予算を措置した。

歳入歳出それぞれ2万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3千172万4千円にしたもの。

【討論なし 承認】

■平成24年度村田町上水道事業会計補正予算（第3号）

水道本管の漏水事故等修繕に伴う路面復旧費の増額経費を措置した。

収益的支出の予定額に618万5千円を追加し、水道事業費用を5億1千873万5千円にしたもの。

【討論なし 承認】

■平成25年度村田町一般会計補正予算（第1号）

風しんの流行を受け、19歳から49歳の男女を対象とした予防接種費用の全額助成に係る所要経費を措置した。

歳入歳出それぞれ2百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億9千612万円にしたもの。

【討論なし 承認】

補正予算

■平成25年度村田町一般会計補正予算（第2号）

小・中学校の理科数学教材備品購入経費のほか、平成25年度一般会計予算の執行にあたり緊急に必要な経費を措置するため補正するもの。予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9千606万7千円を追加し、補正後の予算の総額を54億9千218万7千円とするもの。

質疑

問 小学校費及び中学校費の教育振興費の中で備品購入とあるが、具体的にどういう品目をどの程度設備を整えるのか。

答 町内の4つの学校と協議し、小学校では理科教材用として電流などの学習を

する電源装置、エコノミー台はかりやヒトの発生順序模型などである。中学校では電源装置のほか音波の学習に必要なものや図形の移動説明器など教科書にリンクした備品の整備をする。



顕微鏡

問 民生費県補助金1億7千771万2千円が計上されているがその事業の概要は。

答 県からの補助金で小規模特別養護老人ホームの建設に係る補助金である。村田町で策定した介護保険の第5期事業計画の中で特別養護老人ホームの整備計画があり、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の適用時期が合致したことにより、町内の老人福祉施設がこれを適用して小規模特別養護老人ホームを建設したいと申請があった。宮城県と福祉施設が協議を進め、補助金の交付の内示があったものである。

問 農業水利施設保全対策事業負担金を補正予算に計上した理由は。

答 県営で行われる村田ダムの健康診断的な施設調査で、宮城県の事業実施の確定が、町の当初予算編成後に事業実施が確定したためである。

問 地域づくり専門家報酬費とは。

答 地域独自の魅力や価値を向上させるため、外部専門家を招くための経費である。

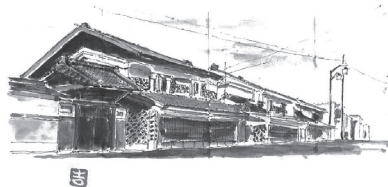
問 伝建（※1）専門嘱託職員とは。

答 伝建を進めるために民間の専門的な知識を持った方をアドバイザーとして協力をいただく。アドバイザーの方は建築的な専門の方とまちづくりを見ていただく方の2名を考えている。

■損害賠償の額を定め和解することについての専決処分
報告について（3件）

- 1 公用車衝突による和解。
損害賠償金10万6千504円。
- 2 町道の下水道マンホールが原因で通過車両に損害を与えたもの。損害賠償額3万8千480円で和解。
- 3 強風により倒れた有線柱の垂れ下がった電線に車両が引っかかり、車体に損傷を与えたもの。損害賠償額23万8千109円で和解。

【討論なし】 原案可決



「みちのく宮城の小京都 村田 蔵の町並み
村田商人 おせしやう(全)記念館の店構

(※1) 伝建
伝統的建造物群保存地区制度の略。市町村の主体性を尊重し、都市計画と連携しながら、歴史的な集落や町並みの保存と整備を行うものです。

■平成24年度村田町一般会計
 繰越明許費※2) 繰越計算書
 ■平成24年度村田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
 ■平成24年度村田町上水道事業会計予算繰越計算書
 ■平成24年度村田町一般会計事故繰越し繰越計算書※3)
 ■平成24年度村田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書
 ■平成24年度村田町上水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書
 いずれも次ページの表のとおり。

(※2) 繰越し明許費

歳出予算に計上したものの、年度中に支出を終わらない見込みのものについて、あらかじめ翌年度に繰り越して使えるように予算を決めておくものです。よくあるのは、道路や公共施設を作る予算が計上してあるが、用地買収に手間取ったなど地元関係者との調整が難航している場合等があります。

（※3）事故繰越し明許費

の、自然災害や異常気象などによって作業を始めるのが遅くなるなど、年度内に事業を完了することが困難となった

場合に、翌年度に繰り越して使えるように予算を決めておくものです。

■字の区域を変更することについて

小谷地土地区画整理事業区域内に係る字の変更で、区画整理区域内の沼辺字小谷地を沼辺字新小谷地に変更するもの。

【討論なし】 原案可決

■村田町教育委員会委員の任命について
(敬称略)

守谷信晴教育長が平成25年6月30日をもって退任したため、後任として同意したものの。

住所 村田町大字村田

氏名 高橋 郁夫

任期 平成25年7月1日から

平成26年9月30日

【全会一致·同意】

議 席 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
議 案	高橋典久	鈴木保博	遠藤実	高橋勝	斎藤道夫	渡辺元道	村上登	佐藤正隆	佐藤洋治	吉野敏明	太田初美	柴崎俊信	大沼克巳	斎藤万之丞	議決結果 (賛成：反対)
議案第 35 号 村田町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	×	×	○	×	○	×	○	▲	▲	○	○	×	○	－	原案可決 賛成 6：反対 5

※表決の区分 ○：賛成 ×：反対 ▲：欠席

議長は採決に加わらない

こんなことが決定されました。

平成 24 年度村田町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位: 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	役場庁舎等案内看板設置事業	2,531,000	2,531,000
		地上デジタル放送難視地区対策事業	91,623,000	91,623,000
		地区集会所整備事業	1,100,000	1,100,000
		交通安全施設整備事業	1,670,000	1,250,000
		光ケーブル移設事業	788,000	788,000
	小計		97,712,000	97,292,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	農道・用排水路維持管理事業	1,890,000	1,890,000
	小計		1,890,000	1,890,000
7. 商工費	1. 商工費	観光施設補修事業	4,505,000	4,505,000
	小計		4,505,000	4,505,000
8. 土木費	1. 土木管理費	道路等施設点検事業	15,006,000	15,006,000
	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	2,130,000	2,130,000
		市町村道整備事業	20,505,000	20,505,000
	3. 街路建設費	街路建設事業	96,250,000	69,800,000
	小計		133,891,000	107,441,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	174,654,000	110,893,000
	小計		174,654,000	110,893,000
11. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	405,247,000	279,248,000
	2. その他公共施設災害復旧費	文化財施設災害復旧事業	1,012,000	714,000
		観光施設災害復旧事業	175,662,000	175,662,000
	3. 公共農林施設災害復旧費	公共農林施設災害復旧事業	4,731,000	2,354,000
	小計		586,652,000	457,978,000
合計			999,304,000	779,999,000

平成 24 年度村田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位: 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 総務費	1. 総務管理費	公共下水道維持管理事業	2,625,000	1,000,000
3. 災害復旧費	1. 災害復旧費	公共下水道施設災害復旧事業	32,274,000	12,692,000
合 計			34,899,000	13,692,000

平成 24 年度村田町上水道事業会計予算繰越計算書

(単位: 円)

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	翌年度 繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	西足立地区排水管布設工事	3,916,500	3,916,500
		榎下地区配水管布設工事	2,205,000	2,205,000
		小池地区配水管布設替工事	6,615,000	6,615,000
		沼辺地区配水管布設替工事	8,715,000	8,715,000
		沼田配水池仮設タンク設置工事	4,200,000	4,200,000
合 計			25,651,500	25,651,500



1 給食センター建設について 2 医療費一部負担金及び介護保険利用料の減免措置について

高橋 勝 議員

1 給食センター建設について

質問 町長は「3月議会において、三町共同の建設か町単独の建設かどちらの選択かを検討している。中長期的視点に立ち検討をお願いする」と答弁したがその時期はいつになるのか。

町長答弁 本年3月と4月に柴田町、大河原町議会選挙が執行され、新しく構成された議員に対して、三町共同給食センター建設の可能性調査の経緯や検討内容の説明を行っている。方向性を判断するためにさらに時間が必要である。6月議会が終わった段階で、早く三町で協議を進めていく。

質問 保護者のアンケートは町単独が42%、三町共同は16%と保護者全体の要求は町単独方式が多い。結果を尊重し判断材料として速やかに結論を出すべきであるがいかがか。

町長答弁 アンケートの「三町、単独どちらでも良い」の30%のとりえ方により結果が変わってくる。結果を参考にしながら町として判断していく。

教育総務課長答弁 「どちらでも良い」の30%のとりえ方は「三町、単独どちら

でも安全基準が満たされていれば」どちらでも良いというふうにとらえている。

質問 学校給食の実施の責務は自治体の首長にある。三町共同の建設は今までの説明では目先の経費節減だけで、デメリットが多すぎるし、学校給食の「広域化」は住民の利益に反する、請願署名も7百名を超えた。関心の高さや町単独の要求が多いなかで単独で給食センターを選択することを求めるが町長の考えを問う。

町長答弁 「三町共同の建設はデメリットがあまりにも多すぎる」とは具体的にどのようなことなのか、「住民の利益に反する」とは、どのような事実を指しているのかわからない。地方公共団体の任務が学校給食法で定められており、学校給食施設の設置や運営の任務は自治体にあり賢明な判断で選択していく。

意見 学校給食の「広域化」は三町合併の時のように感情論が出る。施設が他町にできたら町民がどう思うか。学校給食施設は町単独と町長は判断すべきである。

2 医療費一部負担金及び介護保険利用料の減免措置について

質問 免除措置の期限は今年の3月で打ち切られた。岩手、福島県では県が1割負担を打ちだしたため、多くの市町村で4月以降も継続されている。宮城県だけが負担しない態度をとったことで全市町村が減免を断念した。町が減免措置継続に要する経費はいくらになるのか。

町長答弁 国民健康保険の免除額を前年同額と仮定した場合、町負担金は約340万円と試算される。後期高齢者医療制度では、町が全額負担すると約570万円になる。介護保険利用料は、一般会計繰入金は60万円、介護保険料分は100万8千円となり、合計総額の160万円あまりが町の負担になる。

質問 町として県に対して財政の負担の復活を求めるとともに、被災者には財政的な負担が大きく町独自での免除継続を打ち出すことを強く求めるが町としての考え、対策があるかどうか。

町長答弁 本来、東日本大震災のような未曾有の災害における被災者に対しての

援護については、国が手を差し伸べるのが大原則であり、国民健康保険の場合は、岩手、福島県では県が1割負担、各自自治体が1割負担で25年度も継続となった。宮城県は被害規模が大きい自治体が多数あり、県が2割全額負担してきたが、引き続き国に対して特別な財政支援を町として県と連動して要望していく。

質問 沿岸部の市町村は県が1割負担すれば、継続を考えていた。県の1割負担を打ち切られたために断念した。村田町でも被災者の状況が良くなつて打ち切らなわけるが、状況が変わらないのにどうして打ち切るのか。医療費を打ち切れると生活が大変である、という声を行政は考えてほしいがどうか。

町長答弁 医療費は国が責任をもってやるべきであると考えている。国が8割、県が2割負担してきたが、4月以降については県も国へ要望し、町としても県と国に対して要望をしていく。

意見 6月議会で国民健康保険税の値下げが提案され評価している。その立場で進めていただきたい。



村田町の将来に向けた まちづくりの考え方について

吉野 敏明 議員

1 町長が目指す、村田町の未来像について

(1) 町長は施政方針の中で、歴史を活かした伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建）の導入を図るなど、地域資源を活用することで人・モノ・お金を呼び込み、更なる活性化を生み出す好循環を作り出すことが必要であると述べているが、伝建の選定に向け、どのような進め方を考えているのか。

(2) 伝建に選定された後の蔵の町並みの活用について、どのような考えを持っているのか。

(3) 日本全体で人口減少や少子高齢化が進むなかで町は人口減少に歯止めをかけられない状況にあると推察する。その打開策として、企業誘致が一番の特効薬であると思うが、町長の企業誘致に関する考え方を問う。

町長答弁

(1) 本年4月1日に教育委員会内に伝統的町並み推進室を設置し、伝建推進のため住民はもとより、柔軟な発想を持つ民間の方、専門家、蔵の所有者、町づくり関係者、商店会、地域の代表者

等で構成する組織の立ち上げの準備を行っており、ワークショップ等を行いながら保存条例や保存計画等を作成していきたいと考えている。

(2) 国からの重要伝統的建造物群保存地区選定（以下、重伝建）が最終目的ではなく、重伝建になつてはじめて国からの支援を受けられることになるので、重伝建が町民主体によるまちづくりの原点と位置づけ、住民理解を進めるためのまちづくり支援団体の育成を図りながら、歴史的景観を守りつつ、観光ビジネスの創出や中心商店街の再生など地域資源を活かしたまちづくりを住民の皆さんと進めていきたいと考えている。

(3) 本町の優位点である高速交通網の要衝の地を活用した道路交通網の計画等も視野に入れ、地域経済の底上げと雇用の創出を念頭に、今後も企業誘致活動を積極的に進めていきたいと考えている。

2 学校給食センター建設について

(1) 請願の中で食育の充実と

ある。これまで何度か教育長には食育について尋ねてきたが、再度、食育に関する見解を問う。

(2) 学校給食センターにおける地産地消の重要性は十分に理解を示すが、町独自の学校給食センターでは地産地消はできて、三町の学校給食センターでは地産地消はできないのか、その見解について問う。

追質問

① 食材の地産地消の拡大を図れば、給食費の値上げにつながるのではないのか。

② 施設や設備・備品の耐用年数と更新の金額はどれくらいかかるのか。

③ 学校教育施設を見てみると町地区と沼辺地区の格差が大きいと言わざるを得ない。単独と三町でした場合では財政的な負担は歴然としている。その余った金額で教育施設の格差を是正しようという考えはあるか。

教育施設の格差の是正は加速する

教育施設

(1) 学校教育の中での食育の

取り組みは、給食の時間の指導のほかに、学校ごとに「食に関する指導計画」を策定し、学年に応じた食に関する学習を行っている。

町長答弁

(2) 村田町における県内産の品目数の割合は、27・5%、また、村田町産の品目数の割合は、17・1%。なお、県内自治体の平均で県内産の品目数の割合は、24・4%、当該市町村産の品目数の割合は、11・3%。単独であれ三町共同であれ同じセンター方式なので、町単独の1千食だと地産地消ができて、三町共同の7千食だと地産地消ができないということはない。

教育総務課長追質問答弁

① 地産地消を拡大すれば給食費の値上げにつながる。

② 設備の耐用年数は約15年で約2億円。食器、食缶の耐用年数は7～8年で2千4百万円。厨房機材の耐用年数は8年で1億円が必要となる。

③ 沼辺の教育施設については三町での給食センターが実現すれば、整備は加速するものと考ええる。

ズバリ町政を問う

一般質問



1 学校給食センターの建設について(4) 2 住民懇談会で出された要望について

高橋 典久 議員

1 学校給食センターの建設について(4)

負担割合はいつ決まるのか

質問1 三町共同の場合、その負担割合を明らかにしなければなりません。いつ決定するのですか。

町長答弁 三町共同での建設を選択する場合は、運営方式の案件が議会の議決事項となりますので、その前に負担割合の基本的な考え方を三町で確認し、その上で議員の皆様にご説明する予定であります。

「負担割合をいつ決定するのですか」の「いつ」には、答えていません。



体育センター跡地（寄井地区）

「用地」は未定のまま提案

質問2 建物と用地は一体なのですから、建設用地を明らかにしなければなりません。いつ決定するのですか。

町長答弁 「建設用地はいつ決定するか」ということですが、本年1月に「三町共同学校給食センター建設可能性調査の結果」を全員協議会でご説明した際に、議員の皆様配布しました「三町共同学校給食センター建設可能性調査報告書」の20ページに掲載しているとおりの予定ですので、三町共同での設置が決定した後に、用地の選定作業を行います。

（20ページには「新給食センター用地取得・造成」の項目がありますが「建設用地の選定」の項目はありません。「三町共同での設置が決定した後に、用地の選定作業を行います」は、初めての答弁です。「用地の選定」は、未定のまま三町共同を提案するということです。）



北沢グラウンド テニスコート（建設予定地の候補であった）

議案提出はいつになるのか

質問3 「三町共同」か「町単独」かの結論はいつ出すのですか。

町長答弁 三町共同建設の場合の負担割合や運営方式等の内容を、6月議会以降に三町で協議を行い、その後、速やかに町としての方針を出していきます。

（「三町共同か町単独かの結論はいつ出すのか」の「いつ」には、答えていません。）



給食の風景

2 住民懇談会で出された要望について

（スペースの関係上割愛します。）



老朽化したため池の整備及び 施設園芸ハウス整備の生産者支援制度創設について

遠藤 実 議員

東日本大震災から2年あまりが経過し、町内における公共土木施設の復旧工事も概ね完成間近な状況にあり町民の生活安定が図られてきている。安倍首相は成長戦略の第2弾を打ち出し農家などの生産者が食品加工や販売まで手がける「6次産業化」を推進するため市場規模を10年で10兆円に拡大する目標を掲げた。農産物の加工販売だけでなく農業体験ツアーの運営や農地に太陽光パネルを設置し発電して電力会社に売るなど観光や福祉、エネルギー分野との連携を進めることが求められる。

質問1 今年の田植えは順調に進んでいるが、ため池を利用して一部の地域では水不足が深刻で田植えをやめ畑作物に転作したケースが見受けられ、ため池の重要性が再認識された。土砂等の堆積や漏水等で機能を果たしていないため池が見受けられるが、今後の整備計画を問う。

質問2 「道の駅村田」物産交流センターには、町内の消費者や特に遠方からの来館者が年々増加傾向にあつて季節ごとの新鮮な施設園芸野菜等の地場産品が

評判と聞き及んでいる。年間の売上額が約1億2千万円となつており年々増加している。しかし、冬季間における施設園芸野菜等の生産が極端に少なく消費者のニーズに対応できていない状況にあることから、今後の新規就農者への支援や農家・生産者の生産性向上と出荷物の平準化を図るためにも園芸ハウス施設整備が必要であると考察するが、生産者支援制度創設について町長の考えを問う。

ため池の土砂堆積物撤去等は農地・水保全管理支払交付金事業等を活用する

町長答弁1 ため池の通常管理は受益者である地元農家の方々に行つていただいている。漏水や法面の崩落による決壊等の危険性が見受けられる場合は地元から連絡を受け速やかに対応している。土砂堆積物除去は農地・水保全管理支払交付金の範囲内で適宜対応していきたい。

追質問1 民家・道路に隣接するため池の安全対策はどうなっているか。

農林課長答弁 一部ネットフェンス等が設置されているが現況を把握し落下防止・進入禁止の立看板を設置する等早急に対応する。

追質問2 計画的な改修は行っているのか。

農林課長答弁 総合的な整備は難しいが、用水を確保するための安全、取水設備等の局部改善に努める。

園芸ハウス施設整備に町独自の助成制度を検討中

町長答弁2 物産交流センターにおける産直野菜は、冬季間の端境期には出荷される品数が少ない状況にあり、来館者からは冬場においても多く出品してもらいたいとの声があります。宮城県の市町村振興総合補助金の園芸特産重点強化



早急な転落防止対策を（沼田地区）

整備事業などを活用し園芸ハウスの設置を行い、年間を通じて新鮮な野菜の提供をできないかなど物産交流センター直売会事務局に提案してきたところです。

現在、町においても収益性の高い作物の導入や付加価値を高める作物の奨励を推進していることから、対象者の拡大につながる園芸ハウス施設整備に対する町独自の助成制度について検討しており、早期に実施できるよう努力していきます。

追質問3 農業者・生産者団体等の連携した組織体制に、町はどう関わるのか。

農林課長答弁 宮城県やJAみやぎ仙南の協力のもと土壌診断や肥培管理への助言・指導等、営農指導員が中心となつて栽培の技術指導を行っていく。

追質問4 生産者支援制度の検討状況は。

農林課長答弁 町の生産者の実情にあつた園芸栽培用ハウス規模等の要件について関係機関からの情報収集・実態を調査している。早期に助成制度の概要を策定し財政部局と協議を行い意欲のある生産者の方々に概要を示していきたい。



竹の内産廃場の再生を目指して

佐藤 正隆 議員

竹の内産廃場の再生を進める上で欠かせない新特措法（特定産業廃棄物支障除去特別措置法の一部改正法）適用での支援継続を求めるにあたって宮城県はこれまでの実施計画・モニタリング計画を見直して申請し直しました。5年間強行してきた「支障除去工の未了」の原因解明を棚上げにして、今日までの浄化施策の破たん検証を避け、従来路線の焼き直しでしかない新実施計画。その審査・助言にあたる産業廃棄物処理事業振興財団（以下、産廃振興財団）から、今まで県が避けてきた場外汚染を見るモニタリングポイントの新設を提案されました。これを行うことによって、竹の内処分場の汚染の実際に陽があたり、その環境再生が論議される糸口になるか、これまでにないがしろにされてきた地域の安心・安全が一步進むかと、少しは胸をなでおろしています。

1 産廃振興財団の修正意見は処分場下流域に2地点程度のモニタリングポイントを追加し処分場の状況を面的に把握することに努めることですが、これは私達の十年來の要望で、やっと巡ってきた好機です。町として下流域に2か所の新設ではなく最低3か所を求めてより意義あるモニタリング調査になるようにすべきと考えますがいかがですか。

2 このほかに新実施計画でうたったことは処分場全域の覆土の再整形と、汚水・ガス噴出常襲孔2孔への対策ですが、問題のNo.3、No.5の汚水噴出常襲孔の噴出状況は町にどう通知され、町はどうとらえていますか。

3 汚水噴出事象がこの2孔にとどまるとする理由をどう聞かされていますか。ボーリングコアさえ全廃棄してしまふ宮城県のこの2孔への対策、今回の見直し工で十分だと思いますか。

4 現在行っている支障除去工の最終評価はそこに生活する者の実感によるべきだと思います。その具体的な手法として町が住民に代わって環境改善に心を配り県の盲点を補って地方の時代を主導する、これこそが竹の内が私達に求めた新しい自治の時代の道筋ではないでしょうか。具体的には、町職員が県の現地巡検全てに同行し、検査結果と現場認識を共有し、法的に対等な関係にある被害自治体としてのものを言い、改善を求



処分場以前の竹の内は、縄文中期の大きな集落跡であった。写真は、そこから出土した、高さ20cmほどの大木8Bの壺である。

いよいよ町として、竹の内の再生に向けて歩み出すとき

めていくべきだと思います。いかがですか。

追質問 場外下流域のモニタリングポイント増設について諮問された過日の評価委員会では、次の評価委員会を現地で行い、委員が現場に立って地点選定を行ってはどうかとの提案がなされました。町としてこれを好機ととらえ、具体的な環境再生の要件をまとめて発信していくべきと考えます。いかがですか。最近の噴出事象の間隔とその状況からみて竹の内処分場は安定化に向かっているのではありませんのではありませんか。

町長答弁

1 産廃振興財団から意見の出された下流域モニタリングポイントの追加についてはもちろん、モニタリングの調査地点、調査項目、調査頻度について再点検の時期だと痛感していたところ。具体的には、下流域モニタリングの追加は地域の皆さんの長年の意向であり、地域生活の安心安全にとって肝要の課題だととらえています。これまで、未規制化学物質、健康被害物質のモニタリングを行うこと、定期的に住民説明会を開くことなどを改善意見として要望してきました。

町長答弁

2 3 4 噴出事象発生のお知らせは迅速になされてはならず、噴出事象がこの2孔に限ることであるかどうかについても把握できていないとのこと。これらのことから、竹の内処分場が安定化に向かっているかどうかはまだ判断できる状況には至っていないと考えています。

追質問答弁 現地で行われる評価委員会は歓迎し、要望事項も託しますが、実施機関である宮城県との直接交渉こそが第一だと考えています。



住民の憩いの場となる公園整備を

太田 初美 議員

1 公園整備について

公園は、住民生活に密着した住民の憩いの場、住民同士の交流の場、緑地保全の場等として各自自治体が計画的に設置したものである。本町の公園整備について問う。

① 本町の都市公園は条例で5か所設置している。公園の設置目的と位置付けを問う。

② 町民の公園利用をうながすため更なる整備が必要だ。公園整備の基本方針を問う。

③ 公園におけるバリアフリー法の取り組みを、今後どのように推し進めていくのか。

追質問1 城山公園を訪れる町民は大変少ない。

砂利道の整備、バリアフリーの対策、草刈り等含めた美化作業を行い、町民の憩いの場、交流の場として、城山公園の周辺一帯を再点検し整備すべきだ。町の考えを問う。

追質問2 塩内公園はスポーツで利用するほかに、

町民の憩いの場となるようソフトの面を整備すべきだ。近隣町の、公園と比較した場合、遊具の数、水飲み場、休憩スペース等、公園整備が遅れている。公園の整備について町の見解を問う。



城山公園入口の看板

町長答弁

① 本町の5か所の都市公園は全て地区基幹公園である。新小谷地公園が「街区公園」、塩内公園と北沢公園が「近隣公園」、相山公園と城山公園が「地区公園」であり、住民の利用に供することを設置目的としている。

② 町における都市公園の

分布の均等を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、公園として機能を十分発揮できるように配置・敷地面積を定めている。

③ 都市公園におけるバリアフリー法の取り組みについて、本年3月に条例の制定を行った。既存の都市公園はこの基準を満たしておらず現状を精査し、順次整備の可能なものから整備を実施するよう検討していく。

2 児童遊園について

地域児童の健康を増進し情操豊かな児童育成に資するため、児童遊園を設置することが条例で定められている。幼稚園・小学校統廃合に伴って、菅生地区、足立地区、小泉地区の児童遊園利用ができない状況だ。利用できない地区の児童遊園について、今後どのように検討して行くのか。

町長答弁

児童遊園は町内7か所に設置している。遊具は定期



児童遊園＝旧菅生幼稚園

的に安全点検を実施するとともに、計画的に遊具の修繕を実施し安全性の向上を図っている。また、施設の維持管理は利用される地域の協力をいただきながら、子ども達が安心して遊べるよう施設管理に努めている。菅生地区・足立地区・小泉地区に設置している児童遊園の安全点検は実施しているが、利用については難しい状態となっている場所もある。地域の身近な公園として利用できるよう、地域の意見もいただきながら、今後検討したいと考えている。



行政視察 議員研修レポート

産業建設教育常任委員会委員長 渡辺 元道

大崎市大崎南学校給食センター



①大崎南学校給食センター

■施設の概要

建物構造

鉄骨造2階建

1階…事務室、調理室、検収室、下処理室、洗浄室、アレルギー食対応専用調理スペース

2階…多目的室、調理見学スペース、職員休憩室

延床面積

987.11㎡

厨房方式 文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づくドライ方式、オール電化厨房、炊飯設備も備えた完全給食の施設

調理能力

1千5百食

給食開始日

平成21年8月26日

事業費

設計・監理1千475万3千円

建築工事

1億3千390万3千円

電気工事 3千769万5千円

機械工事 8千232万円

厨房機器

1億4千931万7千円

厨房用消耗品 2千433万円

計 4億4千231万8千円

職員構成

3人

調理及び配送 民間委託…委託業者 シダックス大新東

ヒューマンサービス(株)

業務責任者(管理栄養士) 1人、業務副責任者(調理師) 1人、栄養士1人、調理師3人、調理員11人、配送員7人、計 24人

事業者の持つ技術力や専門性等を活用し、食育や地産地

消の推進等よりよい学校給食事業の運営を図るため、企画提案方式により選考し事業者を決定した。

計 1千768食供給

■給食費 幼稚園220円、小学校240円、中学校296円

○地産地消の推進

野菜などは三本木地域の「さん・サンフラワー会」古川地域の「ポテトの会」及び三本木・松山・古川地域の八百屋から購入している。

①大崎市産、②大崎地域産、③県内産、④県外産、⑤外国産 ※外国産食材 バナナ、グレープフルーツ、くだもの缶詰、野菜以外にも地産地消を推進している。

※地場産野菜利用率(平成23年度)大崎市産27・8% 宮城県内産 44・2% 大崎市平均 大崎市産20・5% 宮城県内産 34・8%

○食育の推進 担任の先生と情報交換やクラス訪問の機会を多くしながら、毎日の給食時間を食育に活かす工夫を行うとともに、給食日より給食一口メモにより、子どもたちや家庭への情報提供・啓発活動を行っている。地場産食材の給食デーの実施や生産者との交流給食会、子ども達からのリクエスト給食、セレクト給食や季節ごとの行

事食なども対応している。栄養教諭が小中学校に出向いて食に関する授業を行っている。

○給食センターの見学及び試食会

給食センターへの市民の理解を深めるために、見学及び試食を受け付けている。(1食296円)



◎視察結果

当日の給食を試食させていただいた。ドライカレー・野菜サラダ・卵スープ・牛乳など、美味しくていただき、子ども達も喜んでいて様子が見える。大崎市の豊かな食材を学校給食に活かし、安全で安心な季節感のあるおいしい学校給食を提供している。また、地場産食材の活用を推進するため関係者と連携し、食材供給システムの構築に取り組んでいることは、大いに賞賛し見習うべきである。

行政視察 議員研修レポート



② 富谷町学校給食センター ■施設の概要

建物構造 鉄骨造2階建

1階…事務室、食品検査室、下処理室、卵調理室、カート洗い場、釜割室、ピーラー室、和え物室、煮炊調理室、焼物・揚物・煮物調理室、洗浄室、コンテナ消毒室、準備室、アレルギー専用調理室

2階…会議室、調理実習室、研修室、エントランスホール、見学通路

延床面積 4千218㎡

厨房方式 ドライシステム

最大調理数 7千食

施設開始 平成24年4月1日
提供学校数 小学校7校、中学校5校、県立利府支援養育学校調理及び配送 直営方式

事業費

建築費 約13億円

設備費 約3億円

運営費 約3億円

職員構成 栄養士 7人、事務職5人、調理職 46人、軽作業 2人 計 60人

施設整備の基本方針

①高い衛生基準と安心・安全
でおいしく栄養バランスを考慮した給食提供

②食の学びの場（食育推進）
と情報発信機能の充実強化

③環境負荷及びコストの低減

④効率的で質の高い施設・設備

○富谷町学校給食センター建設の経緯

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達と栄養のバランスのとれた食事を提供し、さらに好ましい人間関係の育成を図り食習慣や態度を身につける教育を進めている。富谷町では、安心・安全でおいしい給食の提供を安定的に行うとともに、食育の観点から児童・生徒及び町民が求めるサービスを提供するために旧施設（第一・第二給食センター）での学校給食を行ってきた。その中で、旧施設での課題や問題点が大きくなり、庁内に「学校給食整備検討プロジェクトチーム」を設置し、改築・移築について具体的な検討を重ね、「富谷町新学校給食センター基本方針

針」をまとめ、議会での協議、承認をいただき、新学校給食センターの建設が決定した。

○地産地消について

地元の食材は、JAに依頼している。

○アレルギー食について

給食センターに独立したラインを設備、20人に提供している。

○給食費

小学校 240円、中学校 285円、年間約2億9千万円。

○災害対応

太陽光パネルを設備、発電機は72時間対応する。

○給食センター建設にあたっての住民説明

特段なし、通常の周知。

○新給食センターの住民利用

施設を見学・試食できる。PTA、老人会や授業で2千3百名の来場があった。親・子どもが同じ食事をとって、同じ話題を共有できる。

◎視察結果

富谷町は、すでに5万人を超え市制を目指している。町の平均年齢が35歳と若々しい町である。学校給食センターは、旧第一学校給食センターが平成8年開設（16年経過）、旧第二学校給食センターが昭和57年開設（30年経過）であり、人口急増に対応するため、新学校給食センターを新設した。この学校給食センターは、栄養バランスのとれた、安全・安心なおいしい給食を提供するとともに児童生徒の食に関わる教育・学習や、保護者への様々な教育・研修に活用できるよう見学ルート、調理実習室、研修室を備えている。また、食物アレルギー専用の調理室を備える必要な配慮をしている。運営方式は、直営方式を堅持、学校給食の安全に対する意思を示している。



消防防災について

総務民生常任委員会

○調査結果

消防防災関係機関の現況は仙南地域広域行政事務組合大河原消防署村田出張所員15人と、村田町消防団員247人（条例定数280人）及び各地区の婦人防火クラブ員2千470戸（加入率62%）となっている。

消防団員及び婦人防火クラブ員は、春・秋の火災予防運動時には各家庭のかまど検査等を実施し、地域での火災発生防止に努めている。

防災関係の現有勢力は、常備消防の大河原消防署村田出張所員15人及び普通ポンプ車両1台、救急車1台、査察車1台である。消防団は団長以下247人、普通ポンプ車2台、小型動力ポンプ20台、消防広報指揮車1台、消防施設は、中央防災センター1棟、各分団防災センター4棟、消防団員詰所16棟、資機材保管施設1棟、消防水利は消火栓128基、防火水槽158基が各地区に配置され、災害時の備えは万全の態勢である。

3・11東日本大震災時の教訓から被災時情報収集と住民に対する情報伝達手段として防災行政無線（デジタル移動系）固定局1基を

役場総務課に設置。移動局として消防車両7台、公用車用5台、携帯用4台、避難所（地区集会所）25台、指定避難所に16台が設置され、災害時の情報収集伝達に活用される。

○委員会所見

村田町における消防現有勢力は機械器具等の配備は充実しているが消防団員については条例定数を下回っている。

また、団員の平均年齢も45歳と高齢化しており、消防装備の軽量化、高性能化を図り魅力ある体制を整備し、若手消防団員の確保に努めるとともに、女性消防団員の入団促進を進めて行く必要がある。

災害時被害の軽減を図るには、地域住民の的確な状況判断となるべき災害情報の速やかな伝達が求められる。今年度防災行政無線が各地域及び消防団に配備されるが、使用方法等については各地域の自主防災組織の結成を促進し、自主防災訓練を行い有効活用できる体制の整備を図らなければならない。

教育行政について

産業建設教育常任委員会

○調査結果

1 統合後の幼稚園・小学校について

村田幼稚園について、（平成22年4月統合）通園バスの運行は順調であり支障はない。

平成23年度より専任園長を配置、平成24年度より3歳児保育を開始、支援員3人を配置、主任教諭のフリールを本年度から実施するなど幼児教育の充実を図っている。

平成23年統合の村田小学校について、スクールバスの運行は、安全運行を心がけ乗降場所の変更など適切に行っている。施設の整備として、プールの新設と校庭の整備を実施している。

2 本年度の主な取り組み

・放射能対応について

平成24年度に放射線測定器を購入し、幼稚園・小学校・中学校に配備しているが、本年度も引き続き放射線量モニタリング、学校給食用食材の測定を実施する。

・学び支援コーディネーター等配置事業

各小学校の放課後の時間を活用して「村田町放課後

学習室」を開設する。1学年～6学年の全児童を対象に、元教員や地域の支援員を配置し、自主学習の習慣形成を図られるよう学習支援を行う。

・協働教育プラットフォーム事業

平成20年度から村田町学校支援事業を展開してきたが、家庭教育支援、地域教育活動支援もメニューに含め、相互の連携により、地域全体で子どもを育む体制づくりを推進する。

○委員会所見

町の学校教育は、教育委員会及び教育関係者のご努力により順調に進展している。

一方、教育施設については、課題が認められる。特に学校施設の老朽化対策は、多額の予算を伴うものであることから改修計画を中長期的に立案し、着実に進めることが求められる。少子化に伴う児童生徒の減少は、集団教育にとって看過できない重要な問題であり、教育分野に限らず町全体の大きな問題である。今後のまちづくり・ひとづくりの課題として取り組んでいくべきである。

議会日誌

- 5/9 仙南地方町村議会議長会議・南部議長会議（大河原町）
5/15 産業建設教育常任委員会
5/21 仙南地域広域行政事務組合議会運営委員会・全員協議会（大河原町）
5/23 宮城県町村議会議長会監事会（仙台市）
5/24 宮城県町村議会議長会宮城県知事との懇談会（仙台市）
5/27 仙南地方町村議会議長会監事会（大河原町）
5/28 全国議長会議研修（～29日）（東京都）
5/30 仙南地域広域行政事務組合議会臨時会（大河原町）
みやぎ県南中核病院企業団議会運営委員会・臨時会（大河原町）
仙南地方町村議会議長会議（大河原町）
5/31 産業建設教育常任委員会
6/3 宮城県町村議会議長会臨時総会（仙台市）
6/6 議会運営委員会・全員協議会・第2回河川管理状況調査特別委員会
6/11 第3回村田町議会定例会本会議（1日目）・全員協議会・議会運営委員会
6/12 第3回村田町議会定例会本会議（2日目）
6/21 第3回河川管理状況調査特別委員会（菅生地区）
6/26 産業建設教育常任委員会
6/28 宮城県町村議会議長会第3回理事会（仙台市）
7/3 全員協議会
7/5 議会広報編集審査特別委員会
7/8 仙南地域広域行政事務組合議会全員協議会（大河原町）
7/17 議会運営委員会
7/18 議会広報編集審査特別委員会
蔵王町議会所管事務調査に係る先進地調査
仙南地域広域行政事務組合議会運営委員会・全員協議会（大河原町）
7/19 第4回河川管理状況調査特別委員会（足立・村田地区）
7/23 議会広報編集審査特別委員会
仙南地域広域行政事務組合議会定例会（大河原町）
7/24 宮城県町村議会議長会正副会長会議・議員講座（～26日）（仙台市）
7/30 第4回村田町議会臨時会
産業建設教育常任委員会



大沼りえさん（足立西）が6月9日に満100歳の誕生日を迎えられました



村田小学校 待望のプール完成

仙南地方町村議会議長会長・宮城県町村議会議長会副会長に就任



村田町議会議長斎藤万之丞氏が、仙南地方町村議会議長会長及び宮城県町村議会議長会副会長に就任しました。今後の活躍をご期待申し上げます。

次の定例会は9月3日より開会予定です

本会議の様子をインターネット中継にて配信しております。

村田町ホームページアドレス（下記）より
<http://www.town.murata.miyagi.jp/>
コンテンツ「議会」から「議会中継」へアクセスしてください。

本会議の日程については、町ホームページの「本会議開催予定表」で詳しくお知らせしています。

議会を傍聴しませんか

議会はどなたでも傍聴できます【定員22人】
詳しくは議会事務局まで TEL83-6410

編集後記

■議会の使命は、町政を批判・監視することにあります。「議会だより」は、その報告書です。したがって、「議会だより」を読む町民が、とても少ないといふことは、議会が十分にその使命を果たしていないと言えるのかもしれません。

■活字が多い、写真が少ない、あるいは、文章がぎこちない、そういうことは、一次的なことでしょう。いつでも議会の使命を念頭に、「議会だより」の編集に当たらねばならないと思っています。

■遅まきながら、議会が視察研修した学校給食センター（富谷、大崎南）の報告書を掲載します。

議会広報編集審査特別委員会
委員 高橋 典久

発行・編集責任者
議長 斎藤万之丞
議会広報編集審査特別委員会
委員長 太田 初美
副委員長 高橋 勝久
委員 高橋 典久
委員 鈴木 保博
委員 遠藤 実
委員 斎藤 道夫